

## 平成31年度内の発行

平成6年の生徒指導要録の改訂に伴い、要録の保存期間が変更されました。  
以下の期間の卒業生は発行できない証明書があります。

平成30年度時点		卒業証明書	成績証明書	調査書	単位修得証明書	不発行証明書
卒業後 20年	平成10年3月以前の卒業 (33期生以前)	○	×	×	×	○
平成6年 4月以降 入学	平成11年3月以降 平成26年3月以前の卒業 (34期生～49期生)	○	×	×	○	○
	平成27年3月以降 平成31年3月の卒業 (50期生～54期生)	○	○	○	○	×

<p>平成6年の改訂 学校教育法施行規則第15条第二項に定める指導要録の保存期間 (学籍に関する記録は20年間、指導に関する記録は5年間)</p> <p>平成5年以前 学校教育法施行規則に定める指導要録の保存期間：20年間</p>
---